

鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「通用期間が支給単位期間（条例第14条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第14条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が6か月を超える場合 市長が定める額

第7条第1項第2号中「1箇月」を「1か月」に改める。

第14条第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項第1号中「1箇月当たりの運賃等相当額等（）」を「1か月当たりの運賃等相当額等（）」に、「、1箇月」を「、1か月」に、「前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長が定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長が定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6か月を超えるものがある場合 市長が定める額

第14条第2項第2号中「1箇月」を「1か月」に改め、同号ア中「イ」を「イ及びウ」に改め、同号イ中「いる場合」の次に「（ウに掲げる場合を除く。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号に次のように加える。

ウ 前号イに掲げる場合 市長が定める額

第15条第1項第1号中「当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうち最も長いものに相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6か月を超える場合 市長が定める期間
第15条第1項第2号中「1箇月」を「1か月」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。